

社会福祉法人檜の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人檜の里(以下「当法人」という)定款第9条および第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(旅費の支給)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合

(2) 監事が監査を実施した場合

(3) 職務のため出張をした場合

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年6月10日から施行する。